

決 裁 権 限 規 程

本規定は、購買費、外注費、交通費、修理工事費、設備費等の事務費、事業費につき予算管理の強化と、事務の合理化・簡素化を図るため、各役員の決裁権限について定める。

表－1 決裁権限区分表

役員区分	決裁権限金額	備 考
会 長	30,000円以上	設備計画・工事計画等の重要案件については、役員会で審議する。
副 会 長	〃	会長職務代行
総 務 部 長	10,000円超～ 30,000円未満	
各担当部長	10,000円以下	

表－2 購入請求書等管理ルーチン表

	各 部 長	総 務 部 長	会 長	会 計
30,000円以上	購入請求書	購入請求書	購入請求書	購入請求書 現金
10,000円 超 ～ 30,000円未満	購入請求書	購入請求書		購入請求書 現金
10,000円以下	購入請求書			購入請求書 現金

付 則 平成7年4月15日制定

注1. 平成10年4月5日総会決定、改訂部分については、平成11年4月1日より発効とする。